



15 独評第 50 号
平成 15 年 8 月 29 日

独立行政法人農薬検査所
理事長 柿本 靖信 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聰



独立行政法人農薬検査所の平成 14 事業年度における業務実績の評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり業務実績の評価結果を通知する。



独立行政法人農薬検査所の評価シート

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

(大項目、 中項目、 小項目、 細項目、 微項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告及び特記事項（自己評価）	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>業務運営の効率化 指標 = 各中項目の評価結果 A : 「 農薬の検査 」 が A かつ他の中項目が B 以上 B : 以下のいずれかに該当する場合 「 農薬の検査 」 が A かつ他の中項目のいずれかが C 「 農薬の検査 」 が B 「 農薬の検査 」 が C かつ、他の中項目のいずれかが A C : 「 農薬の検査 」 が C かつ他の中項目が B 以下</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	「 農薬の検査 」 が A かつ他の中項目も A	A
1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間 ⁽¹⁾ を5%削減する。 (1) 検査の過程で追加	1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間 ⁽¹⁾ を基準として1申請当たりの検査期間 ⁽¹⁾ を5%削減する。 (1) 検査の過程で追加	1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間 ⁽¹⁾ を削減するよう、平成14年度においても引き続き次の措置を講じる。 (1) 検査の過程で追加	<p>農薬の検査 指標 = 各小項目の評価結果 A : 「 検査業務の効率化 」 が A かつ 「 検査業務の効率化のための措置 」 が B 以上 B : 次のいずれかに該当する場合 「 検査業務の効率化 」 が A かつ 「 検査業務の効率化のための措置 」 が C 「 検査業務の効率化 」 が B 「 検査業務の効率化 」 が C かつ 「 検査業務の効率化のための措置 」 が A C : 「 検査業務の効率化 」 が C かつ 「 検査業務の効率化のための措置 」 が B 以下</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	「 検査業務の効率化 」 が A かつ 「 検査業務の効率化のための措置 」 が A	A
			検査業務の効率化	(注) 「 検査業務の効率化 」 は、農薬の1件当たりの検査	A

試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

指標 = 各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減(基準:平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間)

- A: 基準と比して削減率n%以上
- B: 基準と比して削減率n/2%以上n%未満
- C: 基準と比して削減率n/2%未満

平成13年度	n = 1
平成14年度	n = 2
平成15年度	n = 3
平成16年度	n = 4
平成17年度	n = 5

期間を短縮することにより、農薬の検査全体として効率化を達成しようとするものである。

農林水産大臣の検査指示*: 2,897件(詳細は以下)

	基準*必要	左記以外(通常/緊急検査*)
検査指示*(件)	91	2,122/684
検査終了(件)	48	1,409/662
平均期間(ヶ月)	10.4	6.0/1.0 (全体 4.4ヶ月)
目標期間(ヶ月)	12.0	5.6

検査指示*: 当年度+前年度継続の合計数
 基準*必要: 農取法第3条第1項第4号~第7号の基準設定が必要な農薬
 緊急検査*: 農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査

(参考) 基準設定必要農薬の検査期間の推移

年度	申請 (当年度)	前年度 継続	合計数 (当年+継続)	検査 終了	左欄の平均 期間(ヶ月)
14	21	71	*91(1)	48	10.4
13	39	59	98	27	8.9
12	26	129	155	96	9.9
11	37	133	170	41	13.6
10	63	116	179	46	13.9

*括弧内は、申請取下げ件数で合計数に含まず。
 ・その他1,626件の再登録検査

【特記事項】基準*必要農薬以外のうち通常検査分が目標未達成であったのは、農薬取締法改正及び緊急登録への対応により、通常より検査に時間を要したためである。

検査業務の効率化のための措置

指標 = 細項目の合計点数(10点満点)

- A: 合計点数が9点以上
- B: 合計点数が5点以上9点未満
- C: 合計点数が5点未満

細項目の合計点数10点/10点

A

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下

(1) 各試験項目の内容について、申請に当たりその

申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリスト及び申請の手引書の整備

手引書については、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて、農薬登録申請書記載上の

A

<p>「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造業者及び輸入業者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。</p>	<p>過不足がないかのチェックリストの作成を進める。</p> <p>(2)申請の手引書の作成を進める。</p> <p>(3)申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p>	<p>A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおりには実施できなかった</p> <p>各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。</p> <p>申請者からの事前相談への対応の充実 A:行った C:行わなかった</p>	<p>留意事項をまとめた資料を発出すべく検討を終了。</p> <p>チェックリストについては、申請の手引書の進捗に合わせ、内容の検討を終了。</p> <p>新規に申請される農薬の有効成分のヒアリングを15回(計15剤)実施。</p>	<p>A</p>
<p>(2)試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>(4)試験項目ごとに検査マニュアルを見直すとともに、追加の試験項目について検査マニュアルの作成を進める。</p>	<p>検査マニュアルの見直し A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおりには実施できなかった</p>	<p>検査マニュアル(検査手順細則)を見直しを終了。農林水産省から発出予定の要領の発出に合わせ、制定予定。</p>	<p>A</p>
<p>(3)検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p>	<p>(5)登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p>	<p>検査進行管理表に基づく各検査の進行状況の点検及び遅延要因の分析 A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおりには実施できなかった</p>	<p>「検査進行管理表」:毎月2回作成 進行管理会議:3か月毎(5、8、11、2月)に実施 検査進行状況の点検、遅延要因の分析により、検査の迅速化を図った。</p>	<p>A</p>
<p>(4)農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことによ</p>	<p>(6)農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことによ</p>	<p>検査所内外における研修への参加等による職員の資質の向上 A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおりには実施できなかった</p>	<p>検査所外の研修:6名参加 (技術協力専門家養成研修、専門技術(毒性)研修等) 検査所内の研修:のべ37名参加 (残留分析実習等7コース)</p> <p>自己評価:A</p>	<p>A</p>

	り、職員の資質向上を図る。	り、職員の資質向上を図る。																								
<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として期間^(2)を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(2)を削減するよう、平成14年度においても引き続き次の措置期間^(2)を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>農薬G L P適合確認 指標 = 小項目の合計点数 (4点満点) A : 合計点数が4点 B : 合計点数が2点以上4点未満 C : 合計点数が2点未満</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>自己評価 : A (小項目の合計点数4点 / 4点)</p>																						
			<p>G L P適合確認業務の効率化 指標 = 各年度における1申請当たりの平均処理期間の削減 (基準 : 平成7年度から平成11年度までの間にG L P適合確認申請がなされたものの1件当たりの平均処理期間) A : 基準と比して削減率n%以上 B : 基準と比して削減率n / 2%以上n%未満 C : 基準と比して削減率n / 2%未満</p> <p>(平成13年度 n = 1) (平成14年度 n = 2) (平成15年度 n = 3) (平成16年度 n = 4) (平成17年度 n = 5)</p>	<p>G L P適合確認申請 : 14試験施設 農林水産省生産局長からの要請 : 17試験施設 農林水産省生産局長への報告 : 17試験施設 平均処理期間 : 50.1日 (今年度目標 : 61.7日) (処理期間 = 局長の査察要請 ~ 局長への報告の期間) (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1541 705 2101 833"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">試験施設</th> <th colspan="4">査察分野内訳</th> </tr> <tr> <th>毒性</th> <th>物化性</th> <th>水生</th> <th>運命</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>査察実施</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 査察実施中には昨年度申請施設も含むため、申請数と異なる。 1試験施設で複数分野の査察を受ける施設もあるため、分野合計数は試験施設数とは異なる。</p>		試験施設	査察分野内訳				毒性	物化性	水生	運命	申請	14	8	8	3	1	査察実施	17	9	7	4	3
	試験施設	査察分野内訳																								
		毒性	物化性	水生	運命																					
申請	14	8	8	3	1																					
査察実施	17	9	7	4	3																					
			<p>G L P適合確認業務の効率化のための措置 指標 = 細項目の合計点数 (6点満点) A : 合計点数が6点 B : 合計点数が3点以上6点未満 C : 合計点数が3点未満</p>	<p>細項目の合計点数6点 / 6点</p>																						
	<p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。</p>	<p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引書の作成については、各省庁で作成について検討が進められていることから、この結果を踏まえ対応することとする。</p>	<p>G L P適合確認申請に関する手引書の作成 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>G L P適合確認に関する通達の改正 (平成14年12月27日) に応じた手引書 (案) の作成 (現在検討中)。</p>																						

	(2) 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。	(2) 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。	必要に応じたGLP査察マニュアルの見直し A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	作成したGLP査察マニュアルを査察時に活用した。なお、平成14年度は本マニュアルの見直しをする必要性は生じなかった。	A
	(3) GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	(3) GLP審査・査察に携わる職員(以下、「査察員」という。)の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。	定期研修や実地査察への参加等による職員資質の向上 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	実地研修の実施: 10回、計10名(全査察17回中) (査察回数: 3回以下の者に対し実地研修を行った) 外部機関主催のGLPに関する研究会: 5名参加 以上により、査察員の資質の向上を図った。	A
3 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。	3 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。	3 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、平成14年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。	業務運営の効率化による経費の抑制 指標 = 各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費(人件費を除く)の抑制 A: 対前年度比の抑制率が1%以上 B: 対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C: 対前年度比の抑制率が0.7%未満	対前年度比1%経費の抑制を達成した。	A
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	サービスその他の業務の質の向上 指標 = 各中項目の評価結果 A: 「農薬の検査」がAかつ他の中項目がB以上 B: 以下のいずれかに該当する場合 「農薬の検査」がAかつ他の中項目のいずれかがC 「農薬の検査」がB 「農薬の検査」がCであって、他の中項	「農薬の検査」がAかつ他の中項目がA	A

			<p>目のいずれかがA C : 「 農薬の検査 」 がCかつ他の中項目がB 以下</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	
<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者(以下「申請者」という。)の利便等に供するため、行政手続法(平</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた</p>	<p>農薬の検査</p> <p>指標 = 各小項目の評価結果</p> <p>A : 次のいずれかに該当する場合 <input checked="" type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 及び 「 生物農薬の検査の迅速化 」 がA 「 農薬の検査の迅速化 」 又は 「 生物農薬の検査の迅速化 」 のいずれか一方がAで他方がBであって、「 農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 」 がA</p> <p>B : 次のいずれかに該当する場合 <input type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 及び 「 生物農薬の検査の迅速化 」 がB <input type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 又は 「 生物農薬の検査の迅速化 」 のいずれか一方がAで他方がBであって、「 農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 」 がB以下 <input type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 又は 「 生物農薬の検査の迅速化 」 のいずれか一方がBで他方がCであって、「 農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 」 がB以上 <input type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 又は 「 生物農薬の検査の迅速化 」 のいずれか一方がAで他方がC</p> <p>C : 以下のいずれかに該当する場合 <input type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 及び 「 生物農薬の検査の迅速化 」 がC <input type="radio"/> 「 農薬の検査の迅速化 」 又は 「 生物農薬の検査の迅速化 」 のいずれか一方がBで他方がCであって、「 農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 」 がC</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>「 農薬の検査の迅速化 」, 「 生物農薬の検査の迅速化 」 及び 「 農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 」 がA</p> <p>A</p>

<p>成5年法律第88号)第6条に基づき定められた標準</p> <p>処理期間(1年6か月)内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。</p>	<p>標準処理期間(1年6か月)内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。</p>	<p>標準処理期間(1年6か月)内に登録できるよう次の検査期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。</p>	<p>農薬の検査の迅速化 指標 = 細項目の合計点数(4点満点) A: 合計点数が4点 B: 合計点数が2点以上4点未満 C: 合計点数が2点未満</p>	<p>(注)「農薬の検査の迅速化」は、農薬の検査1件毎に着目し、その検査期間が予め設定した目標期間を超えないことにより、申請者の利便に供しようという目的を達成しようとしているものである。</p> <p>細項目の合計点数4点/4点</p>	A																																				
<p>ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>左記基準設定が必要な農薬 指標 = 1年5か月以内で完了した検査の割合 A: 90%以上 B: 50%以上90%未満 C: 50%未満</p>	<p>検査終了(件) 48(検査指示*91) 目標達成(件) 48(達成率100%) 検査指示*: 当年度+前年度継続の合計数</p> <p>(参考) 基準設定必要農薬の検査の推移</p> <table border="1" data-bbox="1534 646 2094 925"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請(当年度)</th> <th>前年度継続</th> <th>合計数(当+前年度)</th> <th>検査終了</th> <th>左の最長期間(ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>21</td> <td>70</td> <td>*91(1)</td> <td>48</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>39</td> <td>59</td> <td>98</td> <td>27</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>26</td> <td>129</td> <td>155</td> <td>96</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>37</td> <td>133</td> <td>170</td> <td>41</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>63</td> <td>116</td> <td>179</td> <td>46</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>*括弧内は、申請取下げ件数で合計数に含まず。</p>	年度	申請(当年度)	前年度継続	合計数(当+前年度)	検査終了	左の最長期間(ヶ月)	14	21	70	*91(1)	48	11.8	13	39	59	98	27	11.4	12	26	129	155	96	12.8	11	37	133	170	41	16.6	10	63	116	179	46	18	A
年度	申請(当年度)	前年度継続	合計数(当+前年度)	検査終了	左の最長期間(ヶ月)																																				
14	21	70	*91(1)	48	11.8																																				
13	39	59	98	27	11.4																																				
12	26	129	155	96	12.8																																				
11	37	133	170	41	16.6																																				
10	63	116	179	46	18																																				
<p>イ ア以外の農薬の検査については11か月以内</p>	<p>イ ア以外の農薬の検査については11か月以内</p>	<p>イ ア以外の農薬の検査については11か月以内</p>	<p>基準設定が必要な農薬以外の農薬 指標 = 11ヶ月以内で完了した検査の割合 A: 90%以上 B: 50%以上90%未満 C: 50%未満</p>	<p>・通常検査について 検査終了(件) 1,409 (検査指示 2,122) 目標達成(件) 1,395(達成率99%) *目標を達成できなかった14件(1%)については、国における検討の対応を待って検査を行ったものである。</p> <p>・緊急検査*について 検査終了(件) 662 (検査指示 684) 目標達成(件) 662(達成率100%)</p> <p>緊急検査*: 農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査</p>	A																																				

<p>(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る</p>	<p>(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>生物農薬の検査の迅速化 指標 = 各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減(基準:平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた生物農薬の平均検査期間) A: 基準と比して削減率n%以上 B: 基準と比して削減率n/2%以上n%未満 C: 基準と比して削減率n/2%未満</p> <p>(平成13年度 n=2) (平成14年度 n=4) (平成15年度 n=6) (平成16年度 n=8) (平成17年度 n=10)</p>	<p>検査指示*: 68件 (検査指示*: 当年度+前年度継続の農林水産大臣からの検査指示の合計) 検査終了: 61件 平均検査期間: 4.7ヶ月 (14年度目標: 8.2ヶ月)</p>	<p>A</p>
<p>上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。</p>	<p>このため、これを達成するために平成14年度においても引き続き次の措置を講じる。</p>	<p>農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 指標 = 細項目の合計点数(12点満点) A: 合計点数が11点以上 B: 合計点数が6点以上11点未満 C: 合計点数が6点未満</p>	<p>細項目の合計点数12点/12点</p>	<p>A</p>	
<p>法第2条第3項及び第6条 の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。</p>	<p>各試験項目の内容について、申請に当たりその不足がないかのチェックリストの作成を進める。 申請の手引書の作成を進める。</p>	<p>申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリスト及び申請の手引書の整備 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>手引書については、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて、農薬登録申請書記載上の留意事項をまとめた資料を発出すべく検討を終了。 チェックリストについては、申請の手引書の進捗に合わせ、内容の検討を終了。</p>	<p>A</p>	
<p>試験項目の増加及び各</p>	<p>試験項目ごとに検査マ</p>	<p>申請者からの事前相談への対応の充実 A: 行った C: 行わなかった</p>	<p>新規に申請される農薬の有効成分のヒアリングを15回(計15剤)実施。</p>	<p>A</p>	
<p>検査マニュアルの見直し</p>	<p>検査マニュアルの見直し</p>	<p>検査マニュアルの見直し</p>	<p>検査マニュアル(検査手順細則)を見直しを終了。農</p>	<p>A</p>	

	検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。	マニュアルを見直すとともに、追加の試験項目について検査マニュアルの作成を進める。	A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった	林水産省から発出予定の要領の発出に合わせ、制定予定。	
	検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。	登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。	検査進行管理表に基づく各検査の進行状況の点検及び遅延要因の分析 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	「検査進行管理表」：毎月2回作成 進行管理会議：3か月毎(5、8、11、2月)に実施 検査進行状況の点検、遅延要因の分析により、検査の迅速化を図った。	A
	農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	検査所内外における研修への参加等による職員の資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	検査所外の研修：6名参加 (技術協力専門家養成研修、専門技術(毒性)研修等) 検査所内の研修：のべ37名参加 (残留分析実習等7コース)	A
	生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。		生物農薬の検査体制の充実 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	微生物農薬検討委員会：3回開催	A
2 1の業務に附帯する業務	2 1の業務に附帯する業務	2 1の業務に附帯する業務	1の業務に附帯する業務 指標 = 小項目の合計点数(16点満点) A：合計点数が15点以上 B：合計点数が8点以上15点未満 C：合計点数が8点未満	小項目の合計点数14点 / 16点	B
(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び	(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び	(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び	農薬G L P適合確認の迅速化 指標 = 細項目の合計点数(4点満点) A：合計点数が4点 B：合計点数が2点以上4点未満 C：合計点数が2点未満 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆	細項目の合計点数4点 / 4点	A

<p>件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p>	<p>件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成14年度には次の措置を講じる。</p>	<p>すべき事項を併せて記載する。</p> <p>G L P業務の迅速化 指標 = G L P 査察実施後6週間以内に国に報告を行った件数の割合 A: 90%以上 B: 50%以上90%未満 C: 50%未満</p> <p>以下の細項目を踏まえるとともに特筆すべき事項を併せて評価する。</p>	<p>最長期間: 33日(査察17試験施設) (100%目標達成) 目標期間: 42日(=6週間)</p>	<p>A</p>
			<p>G L P業務の迅速化のための措置 指標 = 微項目の合計点数(6点満点) A: 合計点数が6点 B: 合計点数が3点以上6点未満 C: 合計点数が3点未満</p>	<p>微項目の合計点数6点/6点</p>	<p>A</p>
<p>ア 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。</p>	<p>ア 必要に応じて、G L P査察マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>ア 必要に応じて、G L P査察マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>必要に応じたG L P査察マニュアルの見直し A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>作成したG L P査察マニュアルを査察時に活用した。なお、平成14年度は、本マニュアルの見直しをする必要性は生じなかった。</p>	<p>A</p>
<p>イ G L P審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>定期研修や実地査察への参加等による職員資質の向上 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>実地研修の実施: 10回、計10名(全査察17回中) (査察回数: 3回以下の者に対し実地研修を行った) 外部機関主催のG L Pに関する研究会: 5名参加</p> <p>以上により、査察員の資質の向上を図った。</p>	<p>A</p>
<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評</p>	<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評</p>	<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評</p>	<p>G L P査察実施後の迅速な評価の実施 指標 = G L P 査察実施後3週間以内に評価会議を開催した件数の割合 A: 90%以上</p>	<p>取りまとめ最長期間: 21日(査察17試験施設) (100%目標達成) 目標取りまとめ期間: 21日(=3週間)</p>	<p>A</p>

	価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。	価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。	B : 50%以上90%未満 C : 50%未満		
(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。	(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。	(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成14年度においては次の調査及び研究を行う。	調査研究 指標 = 細項目の合計点数 (4点満点) A : 合計点数が4点 B : 合計点数が2点以上4点未満 C : 合計点数が2点未満 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。	細項目の合計点数2点 / 4点	B
ア 農薬に係るOECDテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、について、国との連携の下、検討を行う。	ア 農薬の土壤中での移行性を評価するためOECDで検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。	ア 農薬の土壤中での移行性を評価するためOECDで検討されている地下移行性に関するテストガイドライン(案)に係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を行う。	農薬に係るOECDテストガイドラインの検証及び我が国への導入の可能性の検討等 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	ア 農薬の土壤中での移行性評価試験の検討 平成14年度においては、土壌移行性評価試験について、農薬の選定、土壌種類の増加、湛水/非湛水条件下でのカラムリーチング試験の実施を計画していた。 情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を行った。テストガイドライン(案)等を基に、8農薬、4土壌(前年度の供試土壌及びそれとは土性の異なる2土壌)を供試した。これらを用いて、湛水条件及び非湛水条件下でカラムリーチング試験を行い、物質収支、移動距離及び移動度を求めた(一部試験中)。 その結果、A土壌では湛水状態と非湛水状態での移動距離、土壌中での分布及び物質収支に違いが認められなかったが、B土壌では、移動距離、移動度とも湛水状態の方が大きくなった。またA土壌よりB土壌での移動距離が大きかった。なお、土壌及び水からの回収率は概ね80~110%の範囲にあった。	A
イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。 なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目	イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組み、農薬の見本の検査は、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。	イ 農薬中に含まれるおそれのあるダイオキシン分析の試行及び検討	農薬中の有害副成分の分析技術の研究 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究 平成14年度においては、農薬中の有害副成分の分析技術の研究について、高精度分析機器の導入、基本分析検討、検出限界の確認、ダイオキシン類の精製法等を計画していた。 基本技術の検討として、ガスクロマトグラフ質量分析計(GC-MS)のイオントラップ型のGC-MS/MSと高分解能二重収束型GC-MSの測定条件及び感度・再現性の比較検討を行った。 測定対象のダイオキシン、フラン、及びコプラナーP	C

<p>標を具体的に示している。 「取り組む」: 新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>				<p>ＣＢの標準物質の分離可能な条件により、ダイオキシン及びフランの検出条件、標準物質検出における感度及び再現性を検討した。 その結果、最も高検出感度が要求される2,3,7,8 - TCDDについて、イオントラップ型GC - MS / MSによるスクリーニング測定が十分可能であり、二重収束型のGC - MSではより高感度の結果が得られた。なお、検量線の直線性及び再現性は検討中である。 なお、二重収束型GC - MSのリース契約に遅延が生じたため、計画どおりに実施できなかった。</p>	
<p>(3) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(3) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。 ア コーデックス食品規格委員会、OECD加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。 イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>(3) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>情報収集等 指標 = 細項目の合計点数 (4点満点) A: 合計点数が4点 B: 合計点数が2点以上4点未満 C: 合計点数が3点未満</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <hr/> <p>コーデックス食品規格委員会及びOECD加盟国で作成されているモノグラフ等の検査への反映 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p> <p>国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報の検査への反映 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>細項目の合計点数 4点 / 4点</p> <hr/> <p>各種会議等への参加、またインターネット等を通じた情報収集 分野毎に分類、整理し検査等に活用。 (1) 毒性: 10種、(2) 環境: 18種、(3) 品質: 1種、(4) 効果及び薬害: 27種、(5) 残留農薬: 12種、(6) GLP: 15種、(7) 調査研究等: 12種の計95種類</p>	<p>A</p> <hr/> <p>A</p>
<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催す</p>	<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催す</p>	<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催す</p>	<p>研修・指導等 指標 = 都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会</p>	<p>講師派遣: 37件 (全講師派遣依頼に対応) (東京都ほか10府県、(社)日本植物防疫協会ほか7団体、横浜植物防疫所、食糧管理講習所等からの養成)</p>	<p>A</p>

<p>る農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>る農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>る農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>等に、職員を講師として派遣したか。 <input checked="" type="radio"/> A: 要請に応じて講師を派遣した <input type="radio"/> B: 概ね要請に応じて講師を派遣したが、一部応じられなかった。 <input type="radio"/> C: ほとんど要請に応じられなかった。 (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>検査所内講義: 16件(全研修依頼に対応) (各種農業者団体等から農薬登録検査に関する研修依頼)</p>	
<p>(5) 国際調和への対応 中期目標の期間中において、 ア 新たなOECODのテストガイドライン等の策定 イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。 ア OECOD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。 イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。 ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>(5) 国際調和への対応 新たなOECODのテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。 ア OECOD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。 イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。 ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>(5) 国際調和への対応 平成14年度にはOECOD農薬作業部会及びGLP作業部会等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。</p>	<p>国際調和への対応 指標 = 国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか OECOD環境政策委員会農薬作業部会等の作業への参加 コーデックス残留農薬部会の作業への参加 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行への貢献 <input checked="" type="radio"/> A: すべての要請に対応した <input type="radio"/> B: 概ね要請に対応したが、一部対応できなかった <input type="radio"/> C: ほとんど要請に対応できなかった (国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>国から要請により下記(各1件)に職員を派遣した OECOD農薬作業部会 OECODGLP作業部会 コーデックス残留農薬部会 欧州の農薬使用規制制度等の調査 中国野菜現地調査</p>	<p>A</p>
<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。 ア フィリピン農薬残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農薬検査技術</p>	<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、海外からの研修生の受け入れ等農薬に関する専門技術的な面で支援を行う。</p>	<p>海外技術支援 指標 = 発展途上国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか JICAのプロジェクトへの職員の派遣 海外からの研修生の受け入れ <input checked="" type="radio"/> A: すべての要請に対応した <input type="radio"/> B: 概ね要請に対応したが、一部対応できなかった <input type="radio"/> C: ほとんど要請に対応できなかった</p>	<p>平成14年度においては、該当なし 海外研修生5名(1回)受入 (JICA集団研修、コロンビア他4カ国)</p>	<p>A</p>

	の向上を支援する。 イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。		(発展途上国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない)		
(7) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。	(7) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。	(7) アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成14年度には、当該アンケート調査を実施する。	申請者及び国内管理人に対するアンケート調査による登録検査業務の質の向上 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	随時アンケート調査(申請者団体に説明) 4半期毎に結果をまとめ、職員に周知し、要望事項(申請者来所時の窓口対応の改善)については対応したものの、独立行政法人移行後、検査手続きが煩雑化したという意見もあった。また、アンケート総回収数は41件であった。	B
(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する。	(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。 ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。	(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成14年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績について磁気媒体(光ディスク)に転写し、保管する。	情報の保全・管理 指標 = 細項目の合計点数(4点満点) A : 合計点数が4点 B : 合計点数が2点以上4点未満 C : 合計点数が2点未満 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 データ等の一括管理体制の確立 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	毒性試験成績を磁気媒体に転写 : 840件 (環境省との共同作業)	A
	イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。		データの磁気媒体への転写の推進 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	平成15年度夏竣工予定の農薬検査高度情報管理棟におけるデータの管理体制について検討を行った。 【特記事項】 登録票作成の情報システムについては、入力方法等、各処理の改善及び農薬取締法の改正に伴う作物名グループ化に対応したコードの見直しの他、昨年度に引き続き新情報システムの機能改善を行った。	A
				毒性試験成績を磁気媒体に転写 : 840件	A

		<p>(9) 国の施策に対する技術的協力 国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力をを行う。</p>	<p>ア きゅうり生産圃場におけるエンドリン及びディルドリンの残留実態調査 東京都の発表（都内一部で生産されたきゅうり16検体の農薬残留状況を調査の結果、3検体から食品衛生法に規定された基準値を超えるエンドリン及びディルドリンが検出）を受け、残留実態調査を行った。 上記生産圃場の土壌について、当該物質の表層調査（全16圃場）及び鉛直調査（東京都の調査で当該物質が基準値超過の検出が見られた3圃場（1圃場は3地点）について深さ10、20、30cm（1圃場は40cm）について行った。定量限界は、0.005mg/kg（乾土）。GC/MSによる同定は0.05mg/kg（乾土）以上の試料。 その結果、表層調査（16試料）では、エンドリンは8試料、ディルドリンは11試料から検出され、鉛直調査（16試料）では、エンドリンは16試料（5採取点）、ディルドリンは13試料（4採取点）から検出された。 なお、結果については国に報告した。</p> <p>イ 苛酷条件下における農薬製剤中のヒドラジンの生成試験（硝化試験） 一部の農薬製剤中の有害不純物であるヒドラジンが保管中に増加するという情報があり、事実確認のため苛酷試験を実施した。 農薬製剤中のヒドラジンの苛酷条件下における安定性を確認するため、40℃で4ヶ月保存する苛酷試験を実施した。 その結果、試験前に製剤中にヒドラジンが一定量存在し、試験後はその存在量が増加したことを確認した。 なお、結果については国に報告した。</p> <p>ウ 農薬取締法改正に係る技術的支援 国からの要請に応じ、農薬取締法改正作業及びその施行に伴う国の事務について技術的な支援を行った。</p>	<p>小項目の合計点数 4点 / 4点</p>	<p>A</p>
<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2の規定による農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の</p>	<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>法第13条の2の規定による農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果</p>	<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>法第13条の2に規定する農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果に</p>	<p>農薬取締法の規定による集取及び立入検査 指標 = 小項目の合計点数（4点満点） A: 合計点数が4点 B: 合計点数が2点以上4点未満 C: 合計点数が2点未満</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆</p>		

<p>指示に基づき適切に実施する。 また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合には、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>すべき事項を併せて記載する。</p>		
			<p>集取又は立入検査実施後、検査結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行った件数の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p> <p>集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告することになっている旨に留意する。</p>	<p>平成14年7月以降の全国的なダイホルタン、プリクトラン等の無登録農薬の販売・使用の判明が、社会問題となったことから、国及び都道府県と連携し、緊急かつ厳密に販売者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。</p> <p>販売者、製造者等に対する立入検査等 立入検査：14都道府県下、104販売者 2県下、45使用者 14県下、39製造場等 立入検査処理期間：最長29日（集取農薬検査除く） （100%目標達成） 目標検査期間：1ヶ月（ " ）</p> <p>集取農薬等の検査結果 集取農薬の検査：48点（容器または包装及びその表示事項等については報告済み）</p> <p>無登録農薬の分析等（農林水産省からの要請） （国の農薬取締法に基づく監督処分等に資するため） 無登録農薬の分析：12種類、41検体（有効成分及び含有量について検査） 更に、本監督処分等の実施に際し、国に人的貢献をした。</p>	<p>A</p>
			<p>立入検査業務の迅速化のための措置 指標＝細項目の合計点数（4点満点） A：合計点数が4点 B：合計点数が2点以上4点未満 C：合計点数が2点未満</p>	<p>細項目の合計点数4点 / 4点</p>	<p>A</p>
<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p>	<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルの作成を進め、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p>	<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルの作成を進め、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p>	<p>立入検査マニュアルの作成 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった 〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	<p>立入検査及び集取農薬の検査を円滑に行うためマニュアルを策定した。</p>	<p>A</p>
<p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルを作成</p>	<p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルの作成を</p>	<p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルの作成を</p>	<p>農薬の集取マニュアルの作成 A：計画どおり順調に実施された</p>	<p>同上</p>	<p>A</p>

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>	<p>し、集取した農薬の検査の迅速化を図る。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由)</p>	<p>進め、集取した農薬の検査の迅速化を図る。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由)</p>	<p>B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>予算、収支計画及び資金計画 指標 = 中項目の合計点数 (4点満点) A: 合計点数が4点 B: 合計点数が2点以上4点未満 C: 合計点数が2点未満</p> <p>(当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。)</p> <p>経費(事業費及び一般管理費)節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等) A: 取り組みは十分であった B: 取り組みはやや不十分である C: 取り組みは不十分であった 本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p> <p>法人運営における資金の配分状況 (人件費、事業経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) A: 効果的な資金の配分は十分であった B: 効果的な資金の配分はやや不十分であった C: 効果的な資金の配分は不十分であった</p> <p>短期借入金の有無、借入に至った理由等 (法人の短期借入金について、借入の有無、借入に至った場合の理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み) A: 借入は行われなかった、又は借入に至った</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 財務諸表等を参照のこと。</p> <p>中項目の合計点数4点 / 4点</p> <p>消耗品について規格の統一化、一括購入を行う等により支出の削減に努めた。</p> <p>事業費等の配分については、各部門からヒアリングを実施し、資金を効率的に配分した。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 該当はなかった。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>
--	--	---	---	---	-------------------------------------

<p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>理由等は適切であった B：借入に至った理由等はやや不適切であった C：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	
<p>第5 剰余金の使途</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果) A：得られた成果は十分であった B：得られた成果はやや不十分であった C：得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>該当はなかった。</p>
<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p>	<p>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 指標 = 中項目の合計点数 (4点満点) A：合計点数が4点 B：合計点数が2点以上4点未満 C：合計点数が2点未満</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>中項目の合計点数4点 / 4点</p>
<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>施設及び設備に関する計画 (中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修、整備前後の業務運営の改善の成果) A：改善の成果は十分であった B：改善の成果はやや不十分であった C：改善の成果は不十分であった</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項</p> <p>計画どおり、ライシメータの新設作業を完了し、来年度以降、中期計画の第3の2(2)調査研究(ア農薬の土壌中での移行性評価試験)に活用する予定である。また農薬検査高度情報管理施設の建設を行った。</p>

<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>職員の人事に関する計画 指標 = 小項目の合計点数 (6 点満点) A: 合計点数が 6 点 B: 合計点数が 3 点以上 6 点未満 C: 合計点数が 3 点未満</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>小項目の合計点数 6 点 / 6 点</p>	<p>A</p>
<p>(1) 方針 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P 適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 方針 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P 適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>職員の人事に関する方針 指標 = 人員の適正配置、必要な人員の確保 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>独立行政法人の情報公開法の施行 (平成 14 年 10 月 1 日) に合わせ、対応窓口を設置</p>	<p>A</p>
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の 98% とする。 (参考) 期初常勤職員 66 人 期末常勤職員 (見込み) 65 人 人件費総額見込み 2,457 百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の 100% とする。 (参考) 年度当初常勤職員 66 人 年度末常勤職員 (見込み) 65 人 人件費総額見込み 568 百万円</p>	<p>人事に関する指標 指標 = 年度末の常勤職員数 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>年度末人員: 65 人 目標どおりであった。</p>	<p>A</p>
<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>その他人材の確保、人材の養成 指標 = 職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>研修: 12 コース、12 人 (平成 14 年度採用者研修、行政研修等)</p>	<p>A</p>

[総合評価]

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等															
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業務その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 <p>なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="866 316 1279 357">大項目</th> <th data-bbox="1285 316 1518 357">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="866 362 1279 403">業務運営の効率化</td> <td data-bbox="1285 362 1518 403">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 408 1279 450">サービスの向上</td> <td data-bbox="1285 408 1518 450">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 454 1279 496">予算</td> <td data-bbox="1285 454 1518 496">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 501 1279 542">短期借入金</td> <td data-bbox="1285 501 1518 542">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 547 1279 588">剰余金</td> <td data-bbox="1285 547 1518 588">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 593 1279 635">その他の業務運営</td> <td data-bbox="1285 593 1518 635">A</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	評価	業務運営の効率化	A	サービスの向上	A	予算	A	短期借入金	-	剰余金	-	その他の業務運営	A	<p>一部改善をすることが望ましい項目があったものの、業務は年度計画を達成しており、評価基準に沿った積み上げ評価としてはA評価である。</p> <p>さらに、平成14年7月以降、無登録農薬の販売・使用が判明し、社会問題となったことから、国及び都道府県と連携し、緊急かつ厳密に販売者等に対する立入検査を実施するとともに、集取した農薬の分析を行った。</p> <p>また、改正農薬取締法の立案のための技術的協力、改正に伴う緊急登録に対応した検査(684件)を行った。</p> <p>その他、国からの要望に基づく「エンドリン、ディルドリンの残留実態調査」や「農薬製剤中のヒドラジン生成調査」の実施等中期目標等には定められていない一連の緊急的な課題にも的確に対応した。</p> <p>これらを加味した独立行政法人農薬検査所の平成14年度業務実績等に関する総合評価としては、Aと評価する。</p> <p>(今後の業務改善に向けての助言)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者が求める情報を勘案し、日本向け農産物の輸出国(中国等)の農薬登録状況等に関する情報を収集すること。 2. アンケート調査は、回収率を算出できる方法とすること。
大項目	評価															
業務運営の効率化	A															
サービスの向上	A															
予算	A															
短期借入金	-															
剰余金	-															
その他の業務運営	A															